



中途退職者の方

退職時の社内手続き 会社に提出・返却するもの

退職願や健康保険証など会社に提出・返却するもの

ここでは、退職時の社内手続きとして必要な退職願、健康保険被保険者証や退職する際に「会社に提出・返却」するものについてご紹介します。

会社へ返却するものが多々あるため、ご自身で判断せず上司や会社へ確認するようにお願いします。

提出するもの

✓ 退職届

退職の意思確定の証として提出するものです。法的には、口頭での意思表示でも問題はありませんが、会社によっては就業規則に定められている場合があるので、就業規則の確認をお願いします。

返却するもの

✓ 健康保険被保険者証

転職する場合は、次の会社の健康保険証を使用することになります。会社に勤めない場合は、国民健康保険の保険証を使うことになるため、いずれの場合も、在職中の健康保険証は返還が必要になります。健康保険法上の扶養家族がいる場合は、家族全員分の健康保険証も返還が必要です。健康保険の任意継続を希望する人も、いったん健康保険証の返還が必要なので、念のためコピーを取っておくことをおすすめします。

✓ 社員証や社章・会社の名刺など

社員証や社章など、在職していた会社の社員であることを証明するものは全て返還します。

✓ 会社の業務に関して交換した名刺

取引等の名刺は、務めていた会社の業務で交換したものであり、個人的な財産ではありません。取引等の名刺は会社に返却または、会社の指示に従った対応を行います。

✓ 業務資料やマニュアル等の社内文書

業務上作成した資料や社外秘、持ち出し禁止などの資料は、基本的に持ち帰らず処分しますが、会社の判断を確認の上、処分等を行ってください。

デジタルデータも同様です。

社内規定に定められている場合があるため、会社へ確認を行い指示に従った行動をお願いします。

✓ パソコンや携帯電話、文房具など会社の備品類

会社の財産となるため、もちろん返却が必要です。

ご自身で購入したものでも、会社の経費精算をしている場合は返却が必要です。

✓ 通勤定期

払い戻しなどができる場合があるため、経理担当者へ相談して下さい。

または、ご自身で立て替えている交通費等については、退職日までに精算します。